

東京都児童福祉審議会 令和7年 第2回本委員会 議事録

1 日時 令和7年6月26日(木) 18時30分～19時36分

2 場所 都庁第二本庁舎 31階南側 特別会議室27

3. 次第

(開会)

1 新委員紹介

2 議事

(1) 新たな専門部会について

3 報告

(1) 児童福祉法等の改正に伴う児童福祉審議会の対応について

(2) 令和6年度における各部会の審議内容について

- ・里親部会
- ・子供権利擁護部会
- ・児童虐待死亡事例等検証部会
- ・保育部会

(閉会)

4. 出席委員

大竹委員長、新保副委員長、牛島委員、掛川委員、亀岡委員、川上委員、川松委員、菊地委員、慶野委員、高橋委員、米原委員、米山委員

(オンライン出席)

青木委員、石森委員、泉谷委員、加藤委員、中村委員、馬場委員、益田委員、松原委員、矢藤委員、山屋委員、和地委員

5. 配付資料

資料1 東京都児童福祉審議会委員名簿

資料2 東京都児童福祉審議会行政側名簿

資料3 新たな専門部会(里親等委託の推進に向けた検討)の設置

資料4 児童福祉法等の改正に伴う児童福祉審議会の対応について

資料5 令和6年度における各部会の審議内容

参考資料1 東京都社会的養育推進計画(令和7年3月)

参考資料2 児童福祉法等の一部を改正する法律の概要(こども家庭庁資料抜粋)

開 会

○子供・子育て計画担当課長 それでは、お待たせいたしました。本日はお忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。

ただいまより令和7年期第2回東京都児童福祉審議会本委員会を開催いたします。今回は対面とオンラインの併用開催とさせていただきます。

私は、福祉局子供・子育て支援部子供・子育て計画担当課長の平川と申します。よろしくお願いたします。

開会に先立ちまして、委員の方の御出席について御報告させていただきます。

本審議会の委員数は33名でございます。本日御出席とお返事をいただいている委員は23名、うち11名の委員にオンラインで参加いただいております。

所用のため御欠席とお返事をいただいている委員は10名でございますので、定足数に達することを御報告させていただきます。

次に、本日の会議資料についてですが、お手元のタブレットで御覧いただけますので御確認をお願いいたします。次第に記載のとおり、資料1から資料5までと参考資料がございます。

タブレットの操作方法につきましては、お手元に配付しております「ペーパーレス会議システム操作方法」を御参照ください。タブレットについて、不具合、不明点などがございましたら、周囲に控えております職員にお声がけください。

なお、本日の審議会は公開となっております。後日、議事録は東京都のホームページに掲載されますので、よろしくお願いたします。

また、御発言に際しては、挙手の上、マイクスタンドのボタンを押していただくようお願いいたします。オンラインで御参加の委員におかれましては、挙手をいただきつつ、また、Teamsの挙手ボタンも押していただきますようよろしくお願い申し上げます。

オンラインで取材、傍聴されている皆様におかれましても、以降の録音等は御遠慮いただきますようお願いいたします。

続きまして、本日は令和7年期が始まって以来、委員の皆様がお顔を合わせる初めての機会となります。本日御出席いただいている令和7年期から御就任いただきました委員につきまして、御紹介させていただきます。

資料1の「東京都児童福祉審議会委員名簿」を御覧ください。

名簿順に御紹介させていただきます。

牛島希委員でございます。

(牛島委員 一礼)

○子供・子育て計画担当課長 大竹智委員長でございます。

(大竹委員長 一礼)

○子供・子育て計画担当課長 菊地祐子委員でございます。

(菊地委員 一礼)

○子供・子育て計画担当課長 慶野英里名委員でございます。

(慶野委員 一礼)

○子供・子育て計画担当課長 高橋朝子委員でございます。

(高橋委員 一礼)

○子供・子育て計画担当課長 馬場望委員でございます。ウェブでの参加となっております。

(馬場委員 一礼)

松原直己委員でございます。こちらもウェブでの参加となっております。

(松原委員 一礼)

矢藤誠慈郎委員でございます。こちらもウェブでの参加となっております。

(矢藤委員 一礼)

行政側につきましては、資料2として「東京都児童福祉審議会行政側名簿」をお配りしてございます。

変更のあった職員のみ御紹介させていただきます。

福祉局長の高崎でございますが、本日は所用により欠席でございます。

幹事長を務めます、子供・子育て支援部長の天野でございます。

○子供・子育て支援部長 天野でございます。よろしくお願いたします。

○子供・子育て計画担当課長 幹事を務めます、政策推進担当部長の石塚でございます。

○政策推進担当部長 石塚でございます。よろしくお願いたします。

○子供・子育て計画担当課長 児童相談センター所長の西尾でございます。

○児童相談センター所長 西尾でございます。よろしくお願いたします。

○子供・子育て計画担当課長 幹事を務めます、児童相談センター次長の榎本でございます。

○児童相談センター次長 榎本です。よろしくお願いたします。

○子供・子育て計画担当課長 書記を務めます、育成支援課長の六串でございます。

○育成支援課長 六串でございます。よろしくお願いたします。

○子供・子育て計画担当課長 同じく書記を務めます、保育支援課長の立澤でございます。

○保育支援課長 立澤でございます。よろしくお願いたします。

○子供・子育て計画担当課長 そのほか関係職員が出席しておりますが、資料2及び座席表をもって紹介に代えさせていただきます。

まず、議事に先立ちまして、福祉局次長の浅野から御挨拶を申し上げます。

○福祉局次長 皆さん、こんばんは。

御紹介いただきました、福祉局次長の浅野と申します。

東京都児童福祉審議会第2回本委員会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

本日はお忙しい中御出席賜りまして、誠にありがとうございます。また、委員の皆様方には、日頃より東京都の児童福祉行政の推進に御理解、御協力を賜り、心から御礼申し上げます。

さて、本審議会でございますが、常設の4つの部会を設置してございます。そして、それぞれが所掌する事項について御審議いただきますほか、東京都が取り組むべき重要課題につきまして、専門部会を設置して御審議いただき、御意見、御提言を頂戴しているものでございます。

本日でございますが、まず、議事といたしまして「新たな専門部会について」ということで、これは里親等委託の推進に向けた専門部会の設置について御審議をいただきたいと思っております。

その背景でございますが、東京都は令和6年度に児童福祉審議会専門部会での御審議を経まして、令和7年3月に新たな社会的養育推進計画を策定しまして、社会的養育の一層の充実に

取り組んでいるところでございます。この計画では、里親等委託率の目標数値を定めまして、達成に向けて施策を更に推進することとしてございます。

令和7年期は新たな専門部会を設けまして、委員の皆様から御意見を頂戴しながら里親等委託の推進の具体的な方策を検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、本日の次第でございますが、報告事項といたしまして、令和7年10月施行の児童福祉法等の改正に伴い、常設部会を設置していく方向性について御報告させていただければと思っております。詳細は後ほど事務局より御説明いたしますが、保育所の職員等による虐待につきまして、児童養護施設の職員による虐待と同様に、虐待を発見した場合の通告義務、また、児童福祉審議会への報告などが法に規定されましたので、児童福祉審議会において新たな部会の設置を検討しているという内容でございます。

最後に、東京都の児童福祉の向上、発展のためには、委員の皆様方の知識や経験に基づく様々な御意見を頂戴いたしまして、都の施策に生かしていくことが重要と考えているところでございます。今後とも特段のお力添えを賜りますようお願い申し上げます、御挨拶といたします。

本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

○子供・子育て計画担当課長 それでは、この後の進行につきましては大竹委員長をお願いいたします。

○大竹委員長 それでは、令和7年期第2回東京都児童福祉審議会本委員会を開催いたします。

委員の皆様方には、遅い時間にお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ここで改めて御挨拶させていただきますが、書面開催の第1回東京都児童福祉審議会本委員会におきまして、委員長として承認いただき、誠にありがとうございました。委員長として与えられました役割をしっかりと努めていきたいと思っております。

そして、皆様方には専門的な見地から御意見いただき、また、都民代表の方々はしっかりと都民の目線で私たちのこの児童福祉審議会に意見を出していただければと思っております。

そして、この児童福祉審議会におきましては、皆様の知恵を結集して、よりよい東京都をつくっていただけるようにできればと思っております。

そして、私たちとしましては、こどもまんなか社会の実現や、子供の最善の利益、子供の人権、権利擁護、子供のウェルビーイングといった考え方を私たちの価値の共有としてこの児童福祉審議会を進めていければと思っております。

そして、東京都で生まれた子供たちが、東京都で生まれてよかったと思えるような東京都づくり、社会づくりに寄与できる児童福祉審議会でありたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速ですが、次第に沿って進めていきたいと思っております。

はじめに、令和7年期の児童福祉審議会での新たな専門部会を設置し御審議いただく事項について、御審議をお願いしたいと思います。

事務局より御説明をお願いいたします。

○育成支援課長 それでは、今回御審議をお願いしたいと考えております、里親等委託の推進につきまして御説明いたします。

令和6年度の専門部会で御検討いただきました社会的養育推進計画におきましても、家庭で養育することが困難、または適当でない児童について、家庭と同様の環境で継続的に養育され

るよう、里親等への委託を一層推進することとしております。計画では、令和11年度末における里親等委託率の目標を37.4%としておりますが、令和5年度末実績では17.5%となっておりまして、目標達成に向けては、計画に掲げた取組の方向性を具体化し、施策を更に充実させる必要がございます。このため、里親等委託の推進をテーマとして、専門部会を新たに設置させていただきたいというものでございます。

検討内容といたしましては、計画に掲げた3つの柱、資料3「新たな専門部会（里親等委託の推進に向けた検討）の設置」に記載の内容ですが、「登録家庭数の拡大、制度運営の見直し」、「里親に対する支援の充実」、「特別養子縁組に関する取組の推進」などを3つの柱としまして、具体策の検討をお願いしたいと考えております。

スケジュールにつきましては、検討内容が多岐にわたりボリュームも大きくなることが想定されること、また、即座に対応すべき事項と、令和7年度の取組等を踏まえた検討を要する事項がそれぞれあることから、2か年にわたって、それぞれ年5回程度の開催をお願いしたいと考えているものでございます。

説明としては以上でございます。

よろしく願いいたします。

○大竹委員長 ありがとうございます。

ただいま事務局から里親等委託の推進ということで、背景や検討課題の御説明がありました。この新しい審議事項について、委員の皆様から御意見等を頂戴できればと思います。

それでは、よろしく願いしたいと思います。

御意見、御質問があれば、挙手等していただいて御発言いただければと思います。また、オンライン参加の方も御意見いただければと思います。

今説明がありましたとおり、令和5年度が17.5%、令和6年度が17.8%、目標達成が37.4%というように、東京都においては、目標値まで少し開きがあるということでは、しっかりと目標の37.4%に向けて取り組むためにはどうしていったらよいのかというところで、今回この専門部会を設けたという趣旨でございます。

何か御意見、御質問等があればと思いますが、いかがでしょうか。

予定では、2か年で年5回ぐらいの部会をやって詰めていくということですね。

○育成支援課長 さようでございます。

○大竹委員長 青木委員、よろしく願いいたします。

○青木委員 専門部会で積極的に議論をしていただきたいのですが、児童相談所設置区としてこれまでの状況を申し上げますと、里親について色々な場所で説明会を開いたりしているのですが、まだまだ周知が広がっていません。里親制度のことを知らない方が多いのです。

したがって、受け手になる方も少ないということになれば、当然のことながら目標にはなかなか至らないということですので、預ける方にしても受ける方にしても、ぜひ多くの区民、都民である市民に知ってもらう取組が非常に重要だと思っておりますので、ぜひその専門部会の中で検討していただきたいと思います。

以上です。

○大竹委員長 ありがとうございます。

御意見として承りたいと思います。

そのほかにいかがでしょうか。

では、川松委員、お願いします。

○川松委員 ありがとうございます。

こうした専門部会が設置されるということで、積極的な取組が進められる契機になるのでもよいことだと思いました。

委員構成の案の中に乳児院の方は入っていらっしゃるのですが、児童養護施設やフostリング機関など民間機関の方が見られないので、想定されていないのかなと思ってお尋ねしてみたいと思いました。

以上です。

○大竹委員長 ありがとうございました。

またこれから委員選定がありますので、その際にただいまの御意見も承って検討させていただければと思います。ありがとうございました。

そのほかにいかがでしょうか。

米山委員、お願いします。

○米山委員 ありがとうございます。

里親推進ということで、令和6年度も少し意見させていただいたかもしれませんが、ケアニーズの高い子供たちが増えています。そういったところで、里親の中で子育てもかなり苦勞されることも予想されます。そういったときに、レスパイトや相談がすぐにできるというところで、よく里親もチームですという表現もされますが、ぜひそういうチームというイメージを持ちながら仕組みをつくっていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○大竹委員長 御意見ありがとうございます。

参考にさせていただきます。

そのほかにいかがでしょうか。

高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 品川景德学園の高橋です。今、児童養護施設で勤務しています。

児童養護施設というか、社会福祉法人東京都社会福祉協議会の児童部会に里親の委員会があるのですが、そちらでも児童養護施設に里親宅から措置変更してくるケースの調査を何年か続けてやっていて、1年、2年で委託解除になるケースや、思春期になって難しくなったときに来るなど、そういう実態も少し明らかになってきているところと、実際に施設に戻ってきたときに、里親との関係がぶちっと切れてしまったり、子供にとっての一生をどう支援していくかという視点は、委託推進ももちろんよいのですが、委託推進しつつも、子供にとってもし委託が変更になった場合でも、子供の支援が継続していくような何らかの仕組みを整えていただくとよいなと願っているところなので、御審議の際には一緒にお話しただけたらと思っています。

よろしく願いいたします。

○大竹委員長 貴重な御意見をありがとうございます。

承りたいと思います。

そのほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○大竹委員長 私もある区の児童相談所の里親推進委員をやっているのですが、本当に一生懸命

に色々な取組をなされているのですが、なかなか数が上がっていかないのが現実で、ここをどのようにして突破できるかというようなことが必要なのだらうと思っています。

そこでは、基本的には中学校区に1人の里親をとというようなところで、地図の中に、里親がいるところには色がついて、空白地帯には民生児童委員の方であるとか小中学校の校長先生等に話をして、ここの校区の中には一件もまだいないのですよということで、その児童相談所の中の関わる区では、各学校区に里親が1人はいるというようなことを旗印に取り組んでいることもありますので、ぜひ里親も育て上げることと、あとは短い期間だが子供を預かってもらいたいというようなショートステイの両方の里親が地域にあるとよいのかなと思いますので、ぜひまた周知も含めてお願いしたいと思います。

あと、これは40年ぐらい前になりますが、以前里親の募集を職員としてやっていたときに、公園で里親募集ののぼりを立ててやったときに、その公園に遊びに来た方にどこに猫はいるのですかと言われて、「この里親は人間の子供なのです」、「ええ、こんな豊かな社会になってまだそういう子供がいらっしゃるのですか」、というようなことがありました。里親というと、猫、犬、ペットになってしまって、なかなか人間の子供の里親というキーワードから想像が薄くなっていることも含めて、先ほど広報とありましたので、東京都から色々と発信して、里親が1人でも多くの子供たちの幸せの社会資源になれるようなものができればよいなと思いますので、専門部会には期待していきたいと思います。

この設置等については、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○大竹委員長 それでは、本日は専門部会の設置について皆様にはこの場で御了解いただき、今後、具体的には本日いただきました御意見を踏まえた上で、私のほうで副委員長と事務局と調整して進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員 異議なし)

○大竹委員長 ありがとうございます。

また、専門部会の委員は、当審議会委員から指名するほか、審議事項に関わりのある臨時委員を置くことも考えております。

こちららも委員長一任ということでよろしいでしょうか。

(委員 異議なし)

○大竹委員長 ありがとうございます。

それでは、専門部会の委員につきましては、決まりましたら、事務局を通して各委員にも個別にお知らせさせていただきたいと思っております。御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして報告事項に移ります。

はじめに「児童福祉法等の改正に伴う児童福祉審議会の対応について」、事務局より御説明をお願いいたします。

○子供・子育て計画担当課長 それでは、御説明させていただきます。

「児童福祉法等の改正に伴う児童福祉審議会の対応について」ということで、資料4「児童福祉法等の改正に伴う児童福祉審議会の対応について」と参考資料2「児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）の概要」を用いて説明したいと考えています。

最初に、参考資料2を御覧ください。こちらは、こども家庭庁の児童福祉法の改正概要資料になっておりまして、1枚目が今般の改正概要の全体像です。2枚目の「保育所等の職員によ

る虐待に関する通報義務等について」を御覧ください。右下に5ページと記してあるものでございます。

国では、保育所等において虐待等の不適切事案が相次いでいることから、児童養護施設や障害児施設等と同様に、保育所等においても職員による虐待等の発見時の通報義務の仕組みを設ける必要があるとして、令和7年10月1日を施行日として、令和7年4月に法改正がなされました。

具体的には、下段の「②改正内容」を御覧ください。

こちらにありますように、保育所等の職員による虐待について、虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務が規定されました。また、都道府県等による事実確認や、児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置を取ることが規定されました。また、都道府県等が行った措置につきましては、まず、児童福祉審議会に報告することが規定されています。そして、児童福祉審議会は受けた報告内容について意見を述べることなどが規定されました。

1番下に今般通告対象として追加になった対象の施設・事業が載ってございます。ここに記載されている施設等は、都道府県及び区市町村を所管行政庁とするものが混在して記載されています。

この中で、東京都が所管で追加になったもののうち、特に社会的養護の関連でない、今まで対象としてこなかったようなものが、まず保育所、幼保連携型認定こども園、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、妊産婦等生活援助事業、児童館となります。これらは、今まで取り組んだことがない、児童福祉審議会に上げたりしたことがないようなサービス種別になってございます。

資料4に戻っていただきまして、児童福祉審議会での対応について御確認いただきたいと思っております。

上段の「経緯」につきましては、今国の資料で説明したとおりの内容を記載してございます。

下段の「方向性」を御覧ください。

現在、児童養護施設等、いわゆる社会的養護関係施設などの職員による被措置児童の虐待については、児童福祉審議会の子供権利擁護部会で報告を受けております。子供権利擁護部会なのですが、こちらでは、このほか児童相談所の取るべき措置等について諮問を受けての答申ですとか、措置等に対する子供本人からの申立てについての調査審議なども行ってございまして、主に児童相談所が関わる子供の権利擁護を所管しているようなものになってございます。

したがって、今回法改正等によって追加となる保育所等を中心とした対象施設・事業につきましては、新たな常設部会を設置して対応していくことを今検討しているところでございます。それを今回報告させていただきます。

東京都といたしましても、現在法改正を受けての準備をしているところでありまして、今後具体的な部会の内容等について、委員長にも相談しながら検討を進めまして、詳細が決まりましたら委員の皆様には今回は書面にて御審議をお願いしたいと考えています。

よろしく申し上げます。

報告は以上になります。

○大竹委員長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がございましたが、何か御質問、御意見があればと思います。

今の「方向性」というところでは、児童養護施設等については子供権利擁護部会で報告を受

けているがということで、保育所等の追加対象施設・事業については新たな常設部会の設置による対応を検討したいというようなことでもございました。

今、保育所が東京都内に3,000か所というようなことでいくと、子供権利擁護部会で対応するのは大変厳しいし、新たな常設の部会を設置して検討したいという報告でもございました。

何か御質問、御意見があればと思いますが、いかがでしょうか。

掛川委員、お願いします。

○掛川委員 掛川でございます。

今ほど御説明いただきました、従前のいわゆる被措置児童等虐待については子供権利擁護部会で引き続き御審議いただくと伺いましたが、今回新設を予定する部会で、新しい対象になった中で、例えば児童自立生活援助事業や母子生活支援施設、意見表明等支援事業といったようなところは、いわゆる措置の児童、あるいは生活施設というようなことがありますので、できれば同じところが担当するほうがよろしいのではないかと思いました。

ですので、新設の部会と従前の部会の取扱い対象と申しますか、それについて引き続き御検討いただけるとよろしいかと思いました。

以上です。

○大竹委員長 ありがとうございます。

どうぞ。

○子供・子育て計画担当課長 事務局から補足させていただきます。

新しい部会の所掌事務についてはまだ検討中なのですが、掛川委員がおっしゃった自立援助ホームや母子生活支援施設については、国の虐待対応のガイドラインで既存の仕組みの中で対応することが規定されておりますので、こちらについては既存の対応と整理しているところでございます。

また、現在運用での対応にもなっておらず、新規追加になった意見表明等支援事業につきましては、おっしゃるとおり社会的養護関係の事業ですので、改めて保育所等を担当する新たな常設部会との整理をした上で、皆様に御審議いただければと思っております。

○大竹委員長 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

そのほかいかがでしょうか。

米山委員、お願いします。

○米山委員 米山です。

参考資料2を見て、今回の対象になったところに「保育所等」とありますが、読み間違えないようにしておかなければいけないのが「保育所等」と言う場合に、障害児の通所施設、あるいは児童発達支援センター、あと学齢期だと放課後等デイサービスがありますが、それについては障害者虐待防止法の範囲ですから、それは区市町村の通告になっていて、こちらの審議には入らないのです。

「保育所等」と言う場合の色々な保険制度などそういう政策のときには障害児通所などの事業がみんな入っているのですが、今回これは入っていないので、その辺りが若干混乱するかなと思います。先ほどの障害者虐待防止法の区市町村の報告は、放課後等デイサービスなどは令和5年が146件ぐらいと1.3倍ぐらいに増えているのですが、児童発達支援施設はあまり変わらないのです。そういうデータは毎年区市町村、都道府県という形での報告には入っているので、ここには該当しないという理解で知っていただきたいと思っております。

そこが混乱する場合がありますので、私が解説するようで申し訳ありませんが、保育所等をぜひ進めていただきたいと思います。

以上です。

○大竹委員長 ありがとうございます。

これからそういった対象については、しっかりと区別しながら周知して進めていくということをお願いしたいと思います。

そのほか、何か御質問、御意見があればと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。オンラインの方もよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、新たな部会の設置について、具体的な部会の内容が決まりましたら、改めて書面等についてお諮りいただければと思います。本日は報告事項ということで、これから決まりましたらお諮りいただくということでよろしくをお願いしたいと思います。

次に、令和6年度の各部会の審議内容について報告していただきたいと思います。

部会ごとに事務局より説明していただいて、それぞれの部会長の方から御意見や御感想を頂戴したいと思います。

では、まず、里親部会について、事務局からお願いいたします。

○育成支援課長 それでは、資料5「令和6年度における各部会の審議内容」を御覧ください。

私、育成支援課の六串からは、1ページの里親部会の状況につきまして御報告いたします。

「1 開催回数」につきましては、例年同様6回でございました。

「2 審議件数」でございますが、令和6年度は、養育家庭について53件、養子縁組里親57件、専門養育家庭1件、親族里親3件、合わせて114件の諮問が行われました。そのうち111件が適格、養育家庭について1件が不適格、養子縁組里親について1件が不適格、1件が再調査との結果でございました。

報告は以上でございます。

○大竹委員長 ありがとうございます。

本日、横堀部会長が御欠席ですので、益田副部長からいかがでしょうか。

○益田委員 副部長の益田が代わってコメントさせていただきたいと思います。

令和6年度の里親部会の審議状況は、ただいまの御報告のとおりでした。不適格数と再調査数がそれぞれ2件、1件で、全体の114件から見ますと、非常に少ない割合になっております。

申請に向けての研修や、申請の御夫婦の面接や家庭訪問等による準備等を、児童相談所や育成支援課の皆様の御支援が非常に審査前に行き届いているので、審議においてはあまり不適格数などはないと思っております。

あと、部会で色々とケースの資料を拝見しますが、養育里親、養子縁組里親の申請者の背景は非常に多様になってきております。申請される背景理由で、これまでは不妊症のケースの方が結構多く、もちろん今も多いのですが、最近はまだ不妊治療をしない段階で申請してこられる方が若干多くなってきたように思います。

あとは、慢性疾患や軽度の障害があったり、外国籍、事実婚、同性カップル、性別変更後の御夫婦の申請ケースも見られるようになってきています。そのため、非常に多様になってきているので、里親部会ではこのように申請者の背景や状況を非常に1例1例、より一層踏まえて

見ていくことが必要になってきています。

幸い、それぞれ立場や専門性が異なる委員で担当していますので、そのことが背景や状況の異なる中で、多面的な検討に広がってつながっていると思っています。そのため、色々な側面から見る委員がいるので、非常に有効に意見交換や審議ができていると私は感じております。複数の委員の視点によって、課題や問題が改めて明確になることもあるので、部会での検討は本当に有効、有意義だと思っています。

里親申請の方の審議ではありますが、同時に、そこで育つ子供にとって、家庭生活がスムーズにいくかどうか、子供の幸せにつながるかどうかという観点は、申請者の条件よりも私たちは最も大事にしながら審議をしております。

最後になりますが、私もまだ委員を務めて2年ちょっとですので浅いところもあるかもしれませんが、申請者の背景や事情が非常に多様になってきていると思っています。

ですが、部会のメンバー一人一人、本当に一例一例丁寧に、子供の福祉と権利が守られているかどうかという視点を持って、多様な背景と状況について審議していらっしゃると思います。

更に、今の社会情勢や家族の状況を、新たに私たちも勉強して、情報収集や検討を加えながら審議をしていく必要性に迫られているなと感じております。

付け加えます具体的な内容としては、以上になります。

○大竹委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして子供権利擁護部会についてお願いいたします。

○子供・子育て計画担当課長 それでは、資料5の2ページ目、子供権利擁護部会の令和6年度の実施状況につきまして説明させていただきます。主に網かけの部分を御説明します。

「1 開催回数」ですが、令和6年度も例年同様12回開催、毎月の開催となっております。

「2 審議件数」でございます。令和6年度は61件でございます。その内訳としまして「(1) 児童又は保護者の意向と児童相談所の措置が一致しない事例」が47件。「(2) 児童相談所長が必要と認める事例」が13件。「(5) その他(意見聴取した事例のその後の経過報告など)」が1件でございます。

続いて「3 被措置児童等虐待の状況報告件数」でございます。令和6年度の被措置児童等虐待の通告受理件数は42件ございました。このうち令和7年6月1日時点で、調査済みのものが13件。調査の結果、虐待に該当すると判明したものが9件という状況でございます。虐待該当の内容でございますが、社会的養護関係施設が6件、里親等が1件、障害児施設等が2件となっております。

3ページ目を御覧ください。

「4 里親養育専門相談事業の対応件数」でございます。本事業は、里親と児童相談所の間で、委託児童の養育方針等について意見が異なるなど、両者及びチーム養育の中で調整が困難な事案につきまして、専門相談員が第三者の立場から指導や、里親、児童相談所の意見を聞き調整を図るものとなっております。令和6年度は0件でした。

「5 子供本人申立て制度の対応件数」でございます。本制度は、措置内容に関して、希望に応じて児童福祉審議会に子供本人が直接申し立てることができるもので、児童福祉法の改正によりまして、令和6年度から運用開始となりました。令和6年度は1件ございました。

私からの御報告は以上となります。

○大竹委員長 それでは、加藤部会長、いかがでしょうか。

○加藤委員 審議件数につきまして「（１）児童又は保護者の意向と児童相談所の措置が一致しない事例」、これはいわゆる具体的には児童福祉法２８条に基づく申立ての適否に関する諮問ということですが、こちらの（１）と、そして「（２）児童相談所長が必要と認める事例」ということで意見聴取というようなものは、いずれもこの数年で最も数が多いような状況になっています。

審議の中で行われていることですが、（１）の２８条の申立ての適否につきましても、適否そのものだけではなくて、実際に子供と家族全体の支援というような観点、そして、児童相談所のケースワーク全体をどのようにしていけばよいのかということについて、部会の様々な立場の御専門の委員の皆様から御意見いただいて、議論を進めてきているところであります。

次に「被措置児童等虐待の状況報告件数」ですが、これはほぼ例年どおりというようなことになっておりますが、内容を拝見すると、社会的養護の置かれた施設の様々な状況の厳しさを反映していると思われる点と、もう１つは、支援が必要な子供たちの関わりの難しさというところなどが、こうした発生事案というところにも関係しているのかなという印象を持っています。

簡単ではありますが、私からは以上です。

○大竹委員長 ありがとうございます。

続きまして、児童虐待死亡事例等検証部会についてお願いいたします。

○家庭支援課長 資料５の４ページで児童虐待死亡事例等検証部会について御説明いたします。

まず「開催回数」でございますが、令和６年度は８回開催しております。また、ヒアリングを１６の関係機関に対して行っております。

次に「審議内容」でございますが、下から２つ目の「＜令和５年度検証＞」でございますが、令和４年度中に発生しました重大な児童虐待事案１４事例を検証いたしました。

また、１４事例のうち、特に令和５年３月に発生しました台東区の事例に関しましては、個別にヒアリングを行った上で検証を行いまして、そのほかの事例のうち４事例についても、部会でヒアリングを行っております。１事例は事務局でヒアリングを行って、検証を行っているところでございます。

その上で、台東区の事例につきましては令和７年１月２８日、そのほかの事例については令和７年４月３０日に検証結果を公表しております。

また、「＜令和６年度検証＞」でございますが、令和５年度中に発生しました重大な児童虐待の１０事例について、調査表による相対的な分析を実施しておりまして、うち１つの事例につきましては部会のヒアリングなどによる検証を継続して行っている状況でございます。

以上でございます。

○大竹委員長 それでは、川松部会長、いかがでしょうか。

○川松委員 今、御報告いただきましたように、令和５年度に発生しました事例について報告書を２本出しています。台東区事例について、別途、単独で報告書を出している形になっております。

台東区事例については、子供が複数の保育施設に預けられていて、長時間にわたって、その中には無認可保育施設も含まれますが、ほとんど自宅に戻っていないような期間もあったりする状況が見られました。無認可保育所も含めて、そうした保育施設同士の情報共有が十分に行えていない実態があったと思います。

それから、そうした状況の中に置かれている子供がどのように思っていて、どのような気持ちで過ごしていて、その子供の状況がどうであるのかという子供の幸せ、ウェルビーイングの状態を把握する、キャッチするという観点での関わりを強めるべきではないかという形で報告書では述べているところです。

それから、通常の報告書は4事例をヒアリングして報告しておりますが、その中には社会的養護に関わった子供の自死の事例もありました。子供の死を想起させる様々な発言について、支援者、関係機関が十分に重視して捉え、関わる必要があるのではないかと感じたところです。

また、これは前の年の報告書でもあったのですが、子供家庭支援センターと児童相談所がそれぞれ関わっていながらお互いに主担当機関がどちらかきちんと確認されていない事例もありまして、主担当機関をきちんと確認することや、双方がどのように動いているかということをしちんと情報共有してお互いに確認し合っていくことが必要ではないかと提言しているところです。

令和6年度検証については、1事例についてヒアリングをしているところです。

以上です。

○大竹委員長 ありがとうございます。

なお、児童虐待死亡事例等検証部会については、本日御欠席の秋山副部長からも御意見が寄せられているとのことですので、事務局から御紹介をお願いいたします。

○家庭支援課長 代読させていただきます。

川松部会長より報告されました台東区内発生事例について、書面で意見を提出させていただきます。

「虐待かどうかという視点だけでなく、子供が幸福かどうか、よりよい状況にするにはどうしたらよいかというウェルビーイングの視点」は、これまでの検証報告にはありませんでした。ウェルビーイングのための身体・心理・社会の視点は、子供の関係者だけにとどまらず、社会全体に周知し共有すべきだと思います。

出生から高齢者に至る全ての人に、身体・心理・社会の視点でウェルビーイングを確認する様々な機会が必要です。現行の健診制度や福祉制度などを点検するとともに、特に自殺が増えている思春期や若者などにおいてはその機会が与えられているのか検討が必要です。

今回の事例はその視点があれば救えた命かもしれず、同じことを繰り返さないよう、亡くなった子供が私たちに残してくれた大事なメッセージとして、全世代で切れ目なく、身体・心理・社会の視点でウェルビーイングに取り組む必要があると思います。

以上でございます。

○大竹委員長 ありがとうございます。

最後に、保育部会についてお願いいたします。

○保育支援課長 それでは、資料5の9ページで、保育部会の審議内容について御報告を申し上げます。

「1 開催回数」でございますが、令和6年度は8回の開催となっております。

「2 審議件数」でございます。2段書きになっておりまして、下段の右下「合計」欄を御覧いただければと思います。計画承認の件数につきましては17件、設置認可の件数につきましては21件となっております。全件「適」として承認をいただいております。

その下の「保育所に対する事業停止命令」につきましては、0件でございました。

また「認可外保育施設に対する業務停止命令・閉鎖命令」につきましては、閉鎖命令が1件となっております。

報告は以上でございます。

○大竹委員長 それでは、米原部会長からよろしくお願いします。

○米原委員 米原でございます。

先ほど御報告いただいたとおり、認可外保育施設の行政処分が1件ございました。これは居宅訪問型保育事業で、個人名で登録してあったもので、設置者が「強姦性交等、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反、強制わいせつ」について禁固以上の刑が確定したためということで、保育部会でこういったケースを検討することはあまりないので、ひょっとしたら今後もこういったケースを検討するという点について部会の委員みんなで身を引き締めているところです。

保育所の設置認可は21件と、数は落ち着いてきているところでございます。これは、東京都の保育所の設置状況を別の東京都の資料で確認しますと、施設数の増え幅が減ってきております。要するに、まだ増えているのですが、定員は減っております。令和6年から定員が減り始めました。少子化の影響がより強く保育所にも影響してきているということです。

保育所の設置認可21件の中には、新しく設置するのではなくて、設置者の変更というケースが増えてきております。設置者変更の多くは、株式会社立のものが事業譲渡であったり、そもそも子会社が設置していたものを本社に統合するなどというケースがあることがうかがわれます。それは、入所児童の減少により事業収支が厳しくなっていることがあるのではないかと、会計を担当される委員の会計の書類の確認によりうかがえるということでございます。今後、このような設置者変更案件がひょっとしたら増える可能性があると思えます。注視していきたいと考えております。

これは、株式会社立だけではなくて、社会福祉法人立の保育所がまた別の社会福祉法人に設置者変更するという例も出始めてきております。

出生数の減少により、今後、多様なケースが出てくることが予想されますので、多様な専門性をお持ちの委員の皆さんと共に適切に審議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大竹委員長 ありがとうございます。

ただいま各部会の報告をいただきましたが、その他の委員の皆様、何か御意見、御質問等があれば、よろしく願いいたします。

いかがでしょうか。

では、亀岡委員、お願いします。

○亀岡委員 亀岡でございます。

最初の里親部会の件について、お聞きしたいと思っております。

先ほど新しく専門部会を設置するという点で、特に里親の委託率の目標を更に上げていくというようなお話があったかと思うのですが、令和6年度の里親部会の状況を見ると、令和4年度以降件数が減ってきているような状況があるのと、先ほど言われた委託率の目標は37.4%ということで、現状の17.5%から更に上げていくのだということと若干内容が乖離しているのかなというようなことも感じるのです。適格数はそんなに下がってはいないのですが、

全体として諮問件数自体が下がってきていることと、先ほどの今後の委託率を上げていこうというところについての関連性等について、若干御説明いただければと思いますが。

○大竹委員長 では、事務局、お願いします。

○育成支援課長 育成支援課の六串から説明させていただきます。

御指摘のとおり、里親部会の諮問件数そのものが減ってきているところは、すなわち、新規の登録の伸び幅が減ってきていることにほかならない状況でございます。

これから専門部会を設置し、検討していく事項としまして、先ほども3つの柱、取組ということで御説明させていただきました。登録家庭数の拡大が、すなわち里親委託の受皿となってくるところですので、ここが広がっていかないと、当然里親委託は広がらない。そこは、先ほども御審議いただく中で御意見いただきましたとおり、周知、広報等、普及啓発は力を入れていきたいところで、これは計画の中でもそのようにうたっておりますので、専門部会の設置を待つまでもなく取り組んでまいり内容だと認識しております。

また、里親等委託の推進に向けましては、登録家庭数の拡大、受皿の拡大ももちろん必要で、現行の登録基準の中でやってきているのですが、例えばその基準も含めた仕組み、制度運営自体を見直す必要があるのかどうかといったことや、先ほども御意見の中にありましたが、委託して目標達成ということではなく、委託後の継続的な支援も重要だと考えております。柱の2つ目にあります「里親に対する支援の充実」というところで、継続的な支援によって委託が継続できる、その不調を防ぐといった取組も必要だと考えております。

また「特別養子縁組に関する取組の推進」という3つ目の柱につきましては、どちらかというところ、特別養子縁組が成立すればそもそも里親委託ではなくなりますので、委託率の向上には直結しないのですが、一方で特別養子縁組が成立すれば、分母自体が、要するに代替養育ではなくなるということになりますので、分母を減らす取組としてはこちらも重要だと考えております。

更に、この3つの柱の中には入っていないのですが、社会的養育推進計画の中におきましては、ケースワークを徹底していく、そのために、児童相談体制を強化していくといった取組も挙げているところです。それによって、ケースワークを徹底することで、そもそも実親の下での養育をしっかりとできるように支援していくという意味で、分母を減らす取組、また、代替養育の場合であってもできる限り施設よりも家庭と同様の環境での養育ができるようにということ、里親委託を第一に検討していくという意味で、分子を増やす取組と、今様々な取組に複合的に取り組んでいく必要があると考えているところです。

その中の1つとして、御指摘の登録家庭数の拡大も課題の一つと認識しているところでございます。

以上でございます。

○大竹委員長 亀岡委員、よろしいですか。

○亀岡委員 よく分かりました。

ただ、1つだけ確認なのですが、里親部会は、今新たな専門部会で上がってきたものを審議する部会ということで、里親部会自体がそういう新しく里親登録する方たちを増やしていくような部会ではないと。ですので、新たに専門部会を設けるのだという理解でよろしいのでしょうか。

○育成支援課長 御指摘のとおりでございます。

里親部会は、里親登録の申請をいただき、まず、事務局でその内容を事務的に審査した上で、申請内容が登録にふさわしいかどうか、御審議いただく場ですので、施策そのものの検討に関しては、別途専門部会を今回設けた上で、検討していきたいと考えているところです。

○亀岡委員 よく分かりました。

そうすると、新たな部会と里親部会の両方について、委員の方はうまく重なる部分は必要なのかなとも思いますので、ぜひその辺りも御配慮いただければと思います。

以上でございます。

○大竹委員長 ありがとうございます。

そのほかにいかがでしょうか。

では、私から1点確認をよろしいですか。

数字なのですが、区立児童相談所ができたところについては、東京都の数字からは区のもの外れていくということですか。

○育成支援課長 里親等委託率の件でよろしかったでしょうか。

○大竹委員長 はい。

○育成支援課長 里親等委託率に関しましては、区立児童相談所も含めた全体での率で、東京都全体で目標として設定しているところでございます。

○大竹委員長 ありがとうございます。

あと、里親委託でよく問題になってくるのが、保護者、親権者のサインが取れるかどうか。

施設ならよいけれども里親は駄目ですというところが1つの壁になってしまっていて、ここをいかに親権者の方々に子供にとってというところでベクトル合わせをして、里親も施設も並列なところですから、そういったところについては。だが、まだまだ里親に対する親権者の方々の意識が自分の子供を取られてしまうような感覚で、施設ならばよいけれども里親は駄目ですというところで、なかなか委託ができないといった課題もあるから、今後制度的なところも検討していかなければいけないのかなと思います。

どうぞ。

○川上委員 東京都医師会の川上です。

今、大竹委員長がおっしゃった、特に社会的養護を必要とする子供に関して、親権者の権利ということなのですが、私もクリニックをやっています、近所に児童養護施設があり、その子供たちをしばしば拝見するのですが、例えば予防接種1つをとっても親権者がサインをしてくれないと受けさせてあげることができない。そういう中で普段とても悩むのは、保護しなければいけない状況に置かれている子供に対して、親権者の権利がそれほどまでに重要視されるものなのか。先ほど子供自身のウェルビーイングと言われましたが、子供自身が必要なことを必要な時期に受けて健全に成長していくことより、親権者が優先されて子供自身の権利が守られていないように感じるが多々ありまして、それは里親の問題以前のところにあると感じているのですが、そういったことはどこで扱われるのか分からずずっと温めてきていたことなのですが、教えていただけたらと思います。

○大竹委員長 掛川委員、目が合ってしまったのですが法的なところでどうでしょうか。

○掛川委員 オンライン参加をされている別の弁護士の委員にも聞いていただければと思いますが、実は法制度としては、親権者の親権行使と子供の最善の利益との調整の規定という意味では、例えば親権の制限、親権の停止であったり親権の喪失であったりというところがございます。

すので、それを適切に活用するということが1つの考え方にはなろうかと思えます。

そのときの活用としては児童相談所がある程度リードしてやっていくところになるかと思うのですが、現実としてなかなか親権制限の手続きを取るまでに至らないという中で、それがまだ子供の最善の利益を中心とした考え方が大人の側ができていないことも若干あるのかもしれませんが、もろもろのほかの事情で、子供の最善の利益を考え合わせたとしてもなかなかそこまでには至らないとなっているのかもしれませんが、どこの部分が目詰まりなのか今すぐには分かりかねるところですが、制度としては一応あるにはあるところではあります。

ただし、裁判所の判断、司法判断を経なくてはならないところがございまして、司法判断を受けることができるだけの材料、資料がそろっていくところなので、予防接種の場合ですと例えば副反応についてどう考えるかなど、どうして親権者が反対しているのかという辺りについてかなり詳しく見る必要はあるだろうと考えております。

○大竹委員長 突然振ってしまい申し訳ありませんでした。

というような課題があることを私たちの児童福祉審議会でも共有しておきたいと思えます。また今後色々と検討できればと思えますが、そういった課題がそれぞれ現場でもあると思えますので、そういった課題もまた土俵に上げて、現状を確認しながら課題を解決するために何ができるかということも、今後この児童福祉審議会でも検討できればと思えます。

ありがとうございました。

それでは、そのほかにいかがでしょうか。4部会から報告がありましたが、御質問、御意見があればと思えますが、いかがでしょうか。

本日のところはよろしいですか。

(首肯する委員あり)

○大竹委員長 ありがとうございます。

それでは、最後に事務局からお願いしたいと思えます。

○子供・子育て計画担当課長 本日設置を了承いただきました専門部会については、先ほど委員長からも御案内いただきましたが、委員長、副委員長と御相談の上、部会委員や具体的な進め方について詰めてまいりたいと考えております。

部会委員につきましては、事務局を通じて御指名の御連絡をさせていただきますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

また、新たな常設部会の設置につきましては、今後検討を進め、詳細が決まりましたら改めて書面等にて御審議をお願いさせていただきます。

以上でございます。

○大竹委員長 それでは、本日の第2回児童福祉審議会本委員会はこれで終了させていただきます。

遅い時間までありがとうございました。お疲れさまでした。オンライン参加の皆様、ありがとうございました。

閉 会